小学校英語活動推進事業に伴う外国人講師派遣業務（Ｂエリア：中央区・緑区・美浜区）

に係る募集要項

# １　業務の目的

　本業務は児童に豊かな国際感覚を身につけさせるとともに、異文化理解の推進やコミュニケーション能力の素地等を養うため、外国語科・外国語活動の時間等において、外国の文化や生活習慣にふれたり、国際共通語である英語に慣れ親しむことのできる体験的な活動を行う。

そのため、市立小学校の第３学年から第６学年を対象に、外国人講師を配置し、英語活動等を実施する。

なお、教育活動の安定性や一貫性を保つため、契約は継続して3か年とする。

# ２　派遣委託の概要

（１）件名

小学校英語活動推進事業に伴う外国人講師派遣業務（Ｂエリア：中央区・緑区・美浜区）

（２）業務概要

　　ア　外国人講師の小学校への派遣

　　イ　英語活動の実施

※詳細については、仕様書のとおり

（３）契約形態

　　　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

（４）派遣業務予定期間

令和2年4月1日から3年間とする。

（５）履行場所

　　　中央区・緑区・美浜区の千葉市立の小学校（別表１のとおり）

（６）委託限度額

　　　７５，０００，０００円以内×３年度（17人以上配置）（消費税及び地方消費税を含む）

# ３　プロポーザル参加資格

プロポーザルの参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であるほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　選定結果の通知日前６か月以内に振り出した手形又は小切手が不渡りとなった者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク　千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ　千葉市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

（２）過去5年間に、官公庁において本業務内容に類似する契約実績があり、かつ、誠実に履行した業者であること。

# ４　契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）に規定する市の休日には、受付（各質問の受付を含む）を行わない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内　　　容 | 日　　　時 |
|  | 仕様書等の配布及び参加資格確認申請受付開始 | 令和2年2月5日（水） |
|  | 参加資格確認申請書の受付締切 | 令和2年2月12日（水）午後5時まで |
|  | 質問書の受付締切 | 令和2年2月12日（水）午後5時まで |
|  | プロポーザル参加資格確認結果の通知（発送日） | 令和2年2月14日（金） |
|  | 質問に対する回答の通知（発送日） | 令和2年2月14日（金） |
|  | 企画提案書の受付締切日 | 令和2年2月21日（金）午後5時まで |
|  | プレゼンテーション実施日 | 令和2年3月2日（月） |
|  | 選考結果通知（発送） | 令和2年3月中旬 |
|  | 契約締結 | 令和2年4月1日予定 |

# ５　仕様書等の配布

（１）配布期間

令和2年2月5日（水）から令和2年2月12日（水）までの平日、午前9時から午後5時まで

（２）配布場所

千葉市中央区問屋町１番３５号　千葉ポートサイドタワー１１階

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課

# ６　プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

プロポーザルの参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書等を提出し、プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

（１）プロポーザル参加資格確認申請書等

ア　企画提案参加申込書（様式第1号）

イ　提案者に関する調書（様式第2号）

ウ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

エ　印鑑証明書（代表者印）

オ　法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）

カ　市税完納及び特別徴収に関する証明書

※千葉市内に本店または営業所等を有する場合のみ提出すること

キ　誓約書

ク　業務実績書及び契約書の写し

（２）提出期間

令和2年2月5日（水）から令和2年2月12日（水）までの平日、午前9時から午後5時まで

（３）提出場所

千葉市中央区問屋町１番３５号　千葉ポートサイドタワー１１階

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課

（４）提出方法

持参又は郵送によること。

郵送による場合は、締切日に必着のこと。

（５）プロポーザル参加資格の確認通知

令和2年2月14日（金）までに、プロポーザル参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を発送する。

# ７　説明会

　　説明会は実施しない。

# ８　プロポーザルに関する質問

（１）質問書の様式

「質問書」（様式6）を用いる。

（２）提出期間

令和2年2月5日（水）から令和2年2月12日（水）までの平日、午前9時から午後5時まで

（３）提出場所

千葉市中央区問屋町１番３５号　千葉ポートサイドタワー１１階

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課

（４）提出方法

電子メール（kyoikushido.EDS@city.chiba.lg.jp）にて提出すること。

（５）質問に対する回答

当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、令和2年2月14日（金）までにすべてのプロポーザル参加者に対して電子メールで回答する。

# ９　企画提案書の提出期限・提出先

（１）提出書類

ア　企画提案書（表紙）（様式第3号）

イ　提案説明書類（任意書式）

ウ　45分授業の授業計画案（様式第4号）

　　エ　外国人講師リスト（様式第5号）

　　オ　講師配置計画（任意書式）

　　カ　見積書（任意書式）

（２）提出期限

令和2年2月21日（金）午後5時

（３）提出場所

千葉市中央区問屋町１番３５号　千葉ポートサイドタワー１１階

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課

（４）提出方法

持参又は郵送によること。

郵送による場合は、締切日に必着のこと。

（５）提出部数

全て各８部

10　プレゼンテーション

（１）日時

令和2年3月2日（月）午後1時

（２）場所

千葉市中央区問屋町１番３５号

千葉ポートサイドタワー１２階　委員会室

（３）実施方法

ア　出席者

　２名以内

イ　提案時間

　　　１社３０分（提案説明１５分、質疑応答１５分）

ウ　提案方法

　　　パソコンとプロジェクターは委託者側で準備する。

プレゼンテーション用のデータを別途使用する場合は、前日までに下記あてに提出すること。

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課（Eメール：kyoikushido.EDS@city.chiba.lg.jp）

# 11　事業者選考について

（１）選考方法

選考は、千葉市で設置する選考委員会で、提出されたすべての企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションやヒアリングをもとに、次の審査項目に基づき選定する。

　　　なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

（２）事業者の選定及び審査項目

ア　事業者の選定

イの審査項目に基づき、総合的な判断により最優秀提案者を決定する。

イ　審査項目

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ◎事務局審査 | | | | |
| 選定基準 | 番号 | 審査項目 | 配点(点) | |
| １ 会社概要・業務実績  　６０点 | ① | 業務を遂行する上での会社規模等の妥当性（資本金、従業員数等） | 30 | |
| ② | 地方公共団体における派遣業務委託実績（過去５年間） | 30 | |
| ２ 労務・法務管理体制    　４０点 | ① | 講師の勤務状況・服務態度の把握や管理、学校訪問指導の体制 | 20 | |
| ② | 労働派遣法を踏まえた事業遂行のための体制の整備 | 10 | |
| ③ | 法令の遵守（保険加入、健康診断・予防接種、労働問題、個人情報保護への対応等） | 10 | |
| 事務局審査における評価点数　（ア）　※１００点 | | | | |
|  | | | | |
| ◎プロポーザル審査 | | | | |
| 選定基準 | 番号 | 審査項目 | | 配点（点） |
| １ 採用・研修体制    　８０点 | ① | 講師の採用条件・方法（募集方法、海外拠点地域及び数、選考基準等） | | 20 |
| ② | 研修期間・回数（配置前、業務期間中、フォローアップ研修等） | | 30 |
| ③ | 研修内容（日本の学校教育や新学習指導要領、指導力向上等）、研修講師陣の体制 | | 30 |
| ２ 千葉市に配置予定の講師の資質    　８０点 | ① | 小学校外国語科・外国語活動における指導技術及び教材作成能力（大学の専攻、英語教育に関する資格、経験年数等） | | 30 |
| ② | 教職員と授業の打合せやコミュニケーションを充実させるための日本語能力(日本語能力検定等も含む） | | 30 |
| ③ | 日本の教育環境に対する理解と業務への熱意、他の職員との協調性（学校対象アンケートの結果等） | | 20 |
| ３ 教員支援    　１３０点 | ① | 外国語科・外国語活動において行う教材研究と教材作成の補助及び打合せを含む授業準備 | | 30 |
| ② | 新学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成への協力及び情報提供・企画立案 | | 30 |
| ③ | ティームティーチングにおける授業実践の際の支援及び情報提供 | | 30 |
| ④ | 児童に課すワークシートなどの添削指導の補助 | | 20 |
| ⑤ | 多文化・異文化理解教育、学校行事や特別活動等における外国語指導や児童との交流の工夫 | | 10 |
| ⑥ | 教育委員会が依頼する英語研修における教員の支援（英語力及び指導力向上） | | 10 |
| ４ 運営体制    　８０点 | ① | 遅刻・欠勤の連絡及び代替講師の迅速な配置、振り替えの対応 | | 30 |
| ② | 緊急時やトラブルへの迅速な対応や臨機応変な支援（自然災害、休校、クレーム対応等） | | 30 |
| ③ | 円滑な連絡体制と調整（教育委員会・学校と業者・講師）及び正確な情報提供 | | 20 |
| ５　価格等　３０点 | ① | 業務委託料の提案額 | | 30 |
| プロポーザル提案における評価点数（イ）　※２４００点　（４００点×審査員６人） | | | | |
|  | | | | |
| 総評価点数　（ア）＋（イ）　　※２５００点 | | | | |

（３）選定結果の通知

ア　通知日

令和2年3月中旬

　　イ　通知方法

企画提案書の提出全員へ結果通知書を郵送及び市ホームページで公表。

# 12　契約の手続等

（１）次点の取扱い

最優秀提案者が辞退した場合及びその他の理由で契約できないときは、次点の者と交渉する。

（２）契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。

また、契約保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第２８条の２による。

# 13　その他

（１）費用負担

プロポーザル参加に必要な費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

（２）プロポーザル書類の取扱い

提出されたプロポーザル書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。

（３）契約

本企画提案公募は、千葉市の令和 2 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであ

り、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって千葉市議会において当初予算が否決された場

合は、委託契約は締結しないものとする。また、委託業務の内容等は、諸事情により変更する場合が

ある。

なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も

含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

# 14　問合わせ先

〒２６０－８７３０

千葉市中央区問屋町１番３５号　千葉ポートサイドタワー１１階

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課

電話番号　０４３－２４５－５９３６

FAX番号　０４３－２４５－５９８９

電子メール：kyoikushido.EDS@city.chiba.lg.jp

Ｂエリア派遣先一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別表１

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行政区 | 番号 | 小学校名 |  | 行政区 | 番号 | 小学校名 |
| 中央 | 1 | 新宿 |  | 美浜 | 41 | 稲毛第二 |
| 2 | 本町 |  | 66 | 幕張西 |
| 3 | 寒川 |  | 76 | 幸町第三 |
| 4 | 登戸 |  | 79 | 高洲第三 |
| 5 | 院内 |  | 81 | 高洲第四 |
| 6 | 蘇我 |  | 82 | 真砂第五 |
| 7 | 都 |  | 83 | 高浜第一 |
| 15 | 大森 |  | 84 | 稲浜 |
| 24 | 生浜 |  | 101 | 磯辺第三 |
| 28 | 鶴沢 |  | 114 | 打瀬 |
| 30 | 松ケ丘 |  | 119 | 海浜打瀬 |
| 33 | 宮崎 |  | 122 | 美浜打瀬 |
| 35 | 川戸 |  | 123 | 高洲 |
| 43 | 星久喜 |  | 124 | 真砂東 |
| 50 | 弁天 |  | 125 | 真砂西 |
| 55 | 生浜西 |  | 126 | 高浜海浜 |
| 56 | 仁戸名 |  | 127 | 磯辺 |
| 65 | 大巌寺 |  | 128 | 幸町 |
| 107 | 生浜東 |  |  |  |  |
| 緑 | 25 | 椎名 |  |  |  |  |
| 26 | 誉田 |  |  |  |  |
| 29 | 平山 |  |  |  |  |
| 49 | 土気 |  |  |  |  |
| 88 | 誉田東 |  |  |  |  |
| 90 | 大木戸 |  |  |  |  |
| 103 | 越智 |  |  |  |  |
| 108 | 泉谷 |  |  |  |  |
| 109 | 土気南 |  |  |  |  |
| 111 | 小谷 |  |  |  |  |
| 112 | 大椎 |  |  |  |  |
| 113 | 有吉 |  |  |  |  |
| 115 | 金沢 |  |  |  |  |
| 116 | あすみが丘 |  |  |  |  |
| 117 | 扇田 |  |  |  |  |
| 120 | おゆみ野南 |  |  |  |  |